

平成 27 年度分
町民税（均等割）が
課税されない方へ
支給対象者 1 人につき
6,000 円
が支給されます。

申請がはじまります 臨時福祉給付金

平成 26 年 4 月からの消費税率引上げに際し、経済的な負担を軽減するための臨時的な措置として、所得の低い方に「臨時福祉給付金」を支給します。

※今年度は「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」のどちらの支給要件にも該当する方は、2つの給付金を受け取ることができます。それぞれの申請が必要となりますので、ご注意ください。

※「子育て世帯臨時特例給付金」の支給要件・申請方法については、広報 6 月号をご覧ください。子育て推進課子ども係（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）へ問合せください。

支給要件

支給対象者

平成 27 年 1 月 1 日時点で当別町に住
民票があり、平成 27 年度分町民税（均
等割）が課税されない方が対象です。
ただし、生活保護を受けている方は除
きます。
※ご自身を扶養している方が課税される
場合などは、対象外です。
※平成 27 年 1 月 2 日以降に転入された
方は、前住所地での申請となります。
前住所地の市町村へ問合せください。

支給額

支給対象者 1 人につき 6,000 円

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”に
ご注意ください。

- ・町や厚生労働省などから ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ・ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・町等から「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」を支給するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。

申請手続

- 1 【8月中旬から随時】
町から全世帯に「申請書送付申込書兼同意書」を送付します。
- 2 町から「申請書送付申込書兼同意書」が届いたら、ご自身が支給対象と思われる方は、「申請書送付申込書兼同意書」に記入のうえ返送してください。
※「申請書送付申込書兼同意書」の「税情報の利用」欄に同意していただいた方のみ③へ。
- 3 「申請書送付申込書兼同意書」を返送された方について、町で支給要件を確認し、支給対象となる方に申請書を送付します。
- 4 町から申請書が届いたら、申請書に本人を確認できる書類と指定する口座が確認できる書類を添えて郵送または「ゆとろの担当窓口」に持参してください。
【申請期間 9月15日（火）～12月14日（月）】
※昨年度の臨時福祉給付金と同じ受取口座を指定する場合は、口座が確認できる書類は不要です。
- 5 提出のあった申請書などの内容を確認し、臨時福祉給付金を支給します。

▼問合せ 厚生労働省の相談窓口（専用ダイヤル・☎ 0570 - 037 - 192）
臨時福祉給付金実施本部（ゆとろ内・☎ 25 - 2667）

サービス利用者・
施設入所されている
皆さまへ

8月1日から 介護保険の費用負担が変わります

介護保険制度の改正により、次のとおり介護サービスを利用する際の費用負担が変わります。

ご不明な点は、厚生労働省ホームページまたはゆとろ内の介護サービス係まで問い合わせください。

① 要介護・要支援認定者全員に 「負担割合証」を交付します。

一定以上の所得のある方は、サービスを利用した際の負担割合が「2割」となるため、要介護・要支援の認定を受けている方全員に、個人の負担割合を記載した「負担割合証」を交付します。

③ 食費・部屋代の 負担軽減の基準が変わります。

施設入所等の際に低所得の方が受けられる食費・部屋代の負担軽減については、次の要件を満たす方に限定されます。

- ・本人及び配偶者の世帯が、市町村民税非課税世帯（世帯が分かれていても判定対象）である。
- ・預貯金などの資産が、配偶者がいる方は合計2,000万円未満、いない方は1,000万円未満である。

② 高額介護サービス費の 基準額が変わります。

世帯内に現役世代並みの所得がある高齢者がいる場合、月々の自己負担の上限（高額介護サービス費の基準額）が、3万7,200円から4万4,400円になります。

④ 特別養護老人ホームの 部屋代の負担が変わります。

特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する市町村民税課税世帯の方等は、室料相当の額を負担していただくことになります。